

構想 (プロ ジェク ト)管理	支援措置提案 事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目細)	概算要求額 (単位:千円)	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の 名称	制度の所管 府省庁・関係 府省庁	管理コード
1074	10742020	外務省	「職業能力開発校設備整備費等補助金」とODA関連予算の再編統合・交付金化	独立行政法人国際協力機構法(平成十四年十二月六日法律百三十六号)	JICA草の根技術協力制度(日本NGO、地方自治体等が開発途上国の地域住民を対象とした技術協力を行う際にJICAとして一定の支援を行う制度)	C	地方自治体等が主体となり、開発途上国の経済社会発展を目的として研修員受入等を実施する場合には草の根技術協力制度に申請することが可能である。	JICA草の根技術協力制度の予算は政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金(渡し切りの交付金)の一部である。	平成18年度国際協力機構(調整中)	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	厚生労働省 外務省	0610010
1074	10742030	外務省	ODA関連予算及び国際政策系予算による、海外遠隔地診療の支援	外務省設置法第4条第26号 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年十二月六日法律百三十六号)	JICA草の根技術協力制度(日本NGO等が開発途上国の地域住民を対象とした技術協力を行う際にJICAとして一定の支援を行う制度) 日本NGO支援無償資金協力(日本のNGOが開発途上国で実施する経済・社会開発等に対し政府として一定の支援を行う制度)	D	公益法人等が申請できる公募スキームとしては、JICA草の根技術協力制度、日本NGO支援無償資金協力がある。 JICA草の根技術協力制度については、NGO等の非営利団体(特定非営利活動法人を含む)、大学、公益法人(公益社団法人、公益財団法人)、地方自治体等が申請することができ、開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を対象としている。日本NGO支援無償については、NPO法人、公益法人(公益社団法人、公益財団法人)で、国際協力活動の実施が団体の主要な目的となっている団体を対象としており、対象事業は開発途上国で実施する経済・社会開発等の事業とする。	JICA草の根技術協力制度の予算は政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金(渡し切りの交付金)の一部である。日本NGO支援無償資金協力については、(項)経済協力費、(目)政府開発援助経済開発等援助費、(目細)その他に含まれる。	平成18年度日本NGO支援無償2.9億円 平成18年度国際協力機構(調整中)	北海道	北海道旭川市、三井物産株式会社	国際交流拠点形成プロジェクト	外務省	0610020